

保育内容の支援に係る連携協力に関する協定書（例）に関する説明、注意事項等

本ひな型は、ガイドラインに基づき作成した例となります。実際に締結する協定書の内容、規定ぶりについては、締結する当事者間で、ガイドラインと本ひな形を参考に協議の上、決定してください。

保育内容の支援に係る連携協力に関する協定書（例）	【説明、注意事項等】																				
〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）は、甲が運営する〇〇〇園及び乙が運営する●●●園との間において、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和５年船橋市条例第１２号）第３条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第６条第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力について、次のとおり協定を締結するものとする。 （対象となる施設及び事業の概要） 第１条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。 甲の運営する施設（以下、「甲施設」という。） <table><tr><td>１ 名称</td><td>〇〇〇園</td></tr><tr><td>２ 所在地</td><td>船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号</td></tr><tr><td>３ 施設類型</td><td>例) 保育所</td></tr></table> 乙の運営する事業（以下、「乙事業」という。） <table><tr><td>１ 名称</td><td>●●●園</td></tr><tr><td>２ 所在地</td><td>船橋市●●町●丁目●番●号</td></tr><tr><td>３ 事業類型</td><td>例) 小規模保育事業Ａ型</td></tr></table> （保育内容の支援） 第２条 甲施設は、乙事業または乙事業の利用児童に対して、次の各号に掲げる内容について、当該各号に定めるところにより支援を行う。 (1) 相談及び助言 甲施設は、乙事業における日常の保育業務、個々の利用児童に対する保育内容のほか、保護者や家庭への支援等について、乙事業からの相談に応じ、また、必要に応じて助言を行う。 (2) 合同保育 甲施設は、乙事業の利用児童に対し、集団保育の機会を提供するため、〔定期的に・毎月●回程度等の頻度を規定〕、甲施設の利用児童と合同の保育（行事への参加を含む）を行う。 (3) 園庭開放 甲施設は、乙事業に対して、〔定期的に・月●回等の頻度を規定〕、甲施設の屋外遊技場を解放し、屋外活動の機会を提供する。 (4) 給食提供の支援 甲施設は、乙事業の利用児童への給食提供の支援として、〔献立作成・調理・搬入等の支援の内容を規定〕を行う。 (5) 健康診断の実施 甲施設は、年●回甲施設の嘱託医により健康診断を乙事業と合同で実施する。 （連携に係る経費の支払い） 第３条 乙事業は、前条に掲げる支援に係る経費を負担するものとし、次の各号に掲げる支援に応じ、当該各号に掲げる額を甲施設に支払うものとする。 <table><tr><td>(1) 前条第◆号による支援</td><td>年〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>(2) 前条第◇号による支援</td><td>月〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>(3) 前条第△号による支援</td><td>１回あたり〇〇〇〇円</td></tr><tr><td>(4) 前条第■号による支援</td><td>利用児童１人あたり〇〇〇〇円</td></tr></table> ２ 乙事業は、前項に基づき甲施設から経費の請求があったときは、請求があった日から起算して１５日以内に支払うものとする。	１ 名称	〇〇〇園	２ 所在地	船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号	３ 施設類型	例) 保育所	１ 名称	●●●園	２ 所在地	船橋市●●町●丁目●番●号	３ 事業類型	例) 小規模保育事業Ａ型	(1) 前条第◆号による支援	年〇〇〇〇円	(2) 前条第◇号による支援	月〇〇〇〇円	(3) 前条第△号による支援	１回あたり〇〇〇〇円	(4) 前条第■号による支援	利用児童１人あたり〇〇〇〇円	【説明、注意事項等】 冒頭部分 本ひな型は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第６条第１項第１号の『保育内容の支援』に係る連携協力に関する協定を締結することを想定したものです。また、令和５年４月から本市の条例は府令を委任する方式としていることから、「条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第６条第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力」と明記しています。同条第１項第２号の「代替保育の提供」、第３号の「卒園児の受入れ」に係る連携協力など複数の連携項目を合わせて一つの協定書で締結することも可能ですが、その場合は、「条例第３条の規定によりその例によることとされる府令第６条第１項第１号から第３号に掲げる事項に係る連携協力について」など、締結する内容に応じて規定してください。 第２条 ガイドライン（１）イを参考に、具体的な内容を甲乙間にて事前に取り決め、各号を規定してください。 第３条 連携経費の額は、支援の内容ごとに１回あたり、園児１人あたり等の単価を定めることも可能です。 一定期間の定額を定める場合は、連携の実態が伴わない費用負担となることのないよう、一定の頻度で確実に支援を受けられる場合に設定するのが望ましいです。
１ 名称	〇〇〇園																				
２ 所在地	船橋市〇〇町〇丁目〇番〇号																				
３ 施設類型	例) 保育所																				
１ 名称	●●●園																				
２ 所在地	船橋市●●町●丁目●番●号																				
３ 事業類型	例) 小規模保育事業Ａ型																				
(1) 前条第◆号による支援	年〇〇〇〇円																				
(2) 前条第◇号による支援	月〇〇〇〇円																				
(3) 前条第△号による支援	１回あたり〇〇〇〇円																				
(4) 前条第■号による支援	利用児童１人あたり〇〇〇〇円																				

(第三者委託の禁止)

第4条 甲は、第2条に掲げる支援（第4号及び第5号を除く）を行う業務を甲施設以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故への対応)

第5条 第2条に掲げる支援を行う業務において、甲施設又は乙事業の利用児童に事故等があったときは、原則として、それぞれの利用児童が在籍する施設において責任を負うものとする。

2 乙事業の利用児童が、甲施設から第2条に掲げる支援を受けるために移動する際は、安全に移動するために十分に監督できる職員を乙事業が配置することとし、当該移動中に生じた事故等に関しては、原則として、乙事業において責任を負うものとする。

(効力の期間)

第6条 本協定の効力は、締結した日より1年間とし、甲乙いずれかから特段の申し出がない場合を除き、更に1年間自動更新し、以後も同様とする。

2 甲乙いずれかの都合により、やむを得ず本協定を変更または解除する場合は、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲と乙は、この協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和**年**月**日

甲 ◇◇市△△町□丁目□番□号
(法人名) ○○○○
(代表者職氏名) ○○ ○○ 印

乙 ◆◆市▲▲町■丁目■番■号
(法人名) ●●●●
(代表者職氏名) ●● ●● 印

第4条

第2条各号の支援のうち、第4号及び第5号の支援を設定しない場合は、左記()を削除してください。

第5条

左記にかかわらず、保育内容の支援を受ける際や児童の移動中に発生した事故等に備えて、あらかじめ、甲乙協議の上で、できるだけ責任の区分を明確化し、必要に応じて内容を規定してください。

第6条

連携施設の設定は、家庭的保育事業等の認可の要件となっているため、短時間で効力を失うものは適当ではありません。実際の効力の期間や更新に関する扱いは、甲乙間にて取り決め、一方的に変更や解除ができるような表現は避け、やむを得ず変更等が必要な場合にも、影響が最小限となるよう、適用時期等について、甲乙が協議できる内容とすることが求められます。